

用地補償に関するQ & A

1 土地の価格はどのようにして決定するのですか？

周辺の土地の売買価格をもとに価格に影響を与える様々な条件(道路条件・画地条件など)を比較考慮し、さらに地価公示価格、基準地価格、不動産鑑定評価額などを参考にして算定します。

2 他の土地に移転する場合は、探してくれるのですか？

移転先はそれぞれにお考えや事情などもあると考えておりますので、基本的にはご自身で探していただくことになります。
なお、移転先の選定にかかる費用は補償します。

3 補償金が入れば所得税や固定資産税・住民税はどうなりますか？

所得税の譲渡所得の課税対象となるなど、固定資産税、住民税などの申告額が大きく変わる場合があります。また、年金についても所得制限により支給額が変わる場合があります。
具体的には事業説明会の場や個別に伺ったときなどに、それぞれのケースに合わせて説明をします。

4 売渡した土地の登記はやってくれますか？

お譲りいただく土地の所有権移転登記は、県で行います。
なお、相続登記がなされていない場合については、必要な書類(遺産分割協議書、特別受益証明書など)をお借りして登記するなど、ご協力いただく場合もあります。

5 話し合いで解決しなかった場合はどうなるのですか？

公共事業に必要となる用地は、みなさんとの話し合いによりご理解いただく取得することを基本としています。(「任意による取得」といいます。)
しかしながら、どうしても話し合いで解決できない場合においては、土地収用法の手続きによって、収用委員会の公正な判断を得て、用地を取得する場合があります。